



国家のネットワークシステム調達はどうあるべきか？

text : 弁護士・寺本振透(西村総合法律事務所)

【その3】

社会的インフラは止められない - 2

IV. 調達者がプログラムの中身を知っていれば？ そして、そのプログラムがオープンソースならば？

前号では、調達者がソフトウェア製品の中身を知ることができない、または、知っていたとしてもソフトウェア製品を改変する権限のない場合(要するに、当該ソフトウェア製品がいわゆるプロプライエタリーなものである場合)の致命的なリスクを指摘した。では、オープンソースのソフトウェア製品を採用する場合には、かかる問題は、同じく妥当するのだろうか、それとも、抜本的な解決が図られるのであろうか？ 前号に引き続き、医療データ管理システムの調達を例として、議論を続けよう。事例は、図1に示す。すなわち、

- a. Aを、地域で中心的な役割を果たす高度に専門的な病院とする(前号の事例と同じ)。
- b. B₁, B₂, B₃.....を、当該地域にあって病院Aと連携して診療を行う診療所または病院とする(前号の事例と同じ)。
- c. AとB₁, B₂, B₃.....とは、共通の医療データ管理システム(以下「本件システム」)を採用して、連携して診療を行う(前号の事例と同じ)。

INTERNET AS SOCIAL INFRASTRUCTURE

d. 本件システムは、いわゆるクライアント/サーバー型システムとして設計される。サーバーシステムは病院A内に置かれる。クライアントシステムは、病院A内の各クライアントPCのほか、B₁, B₂, B₃.....に置かれる(前号の事例と同じ)。

e. Cは、いわゆるシステムインテグレーター(SI)会社であり、Aと契約して、本件システムを開発し、Aに納品する。なお、クライアントシステムは、AまたはCにより、B₁, B₂, B₃.....に配布される(前号の事例と同じ)。

f. Cは、オープンソースのソフトウェアであるオペレーティングシステム(OS)、データベース管理システム(DBMS)など(以下まとめて、「本件オープンソース製品」^{注2})を組み込んで本件システムを開発して、Aに納品する(前号の事例と違う点である)。ちなみに、本件オープンソース製品に対する著作権などの知的財産権を有し、A, B₁, B₂, B₃.....およびCに対する直接または間接のライセンサーの立場に立つ者は、通常、複数(仮に、F₁, F₂, F₃.....と呼ぶ)である。F₁, F₂, F₃.....は、A, B₁, B₂, B₃.....およびC

に対して、本件オープンソース製品のソースコードを開示して^{注3}あり、目的を問わず、本件オープンソース製品を実行することを許諾しており、

本件オープンソース製品がどのように動作しているかを研究し、これに、必要に応じて修正を加えることを許諾しており、本件オープンソース製品の複製物を他に配布することを許諾しており、かつ、本件オープンソース製品を改良して、これを公表することを許諾している^{注4}。

コンピュータにインストールして使用するAおよびB₁, B₂, B₃.....は、Eが著作権を有するE社プログラムを、Eに無断で複製していることになる(図2)。A, B₁, B₂, B₃.....、およびCとEの間には何の契約も、または契約の連鎖もないからである^{注5}。

このことは、Eが、A, B₁, B₂, B₃.....、およびCに対して、E社プログラムの複製(著作権法21条)の差止を求める可能性があることを示す。ここまでは、プロプライエタリーなソフトウェア(前号の「D社ソフトウェア製品」)を利用して本件システムが構築された場合とあまり変わらないようにも見える。しかしながら、ここから先

知的財産権との抵触が発生した場合に、解決できる現実的な可能性は、プロプライエタリーなソフトウェアとオープンソースのソフトウェアとはまったく違ってくる。

g. Eは、自らが著作権を有するプログラム(以下「E社プログラム」)が、Eの同意を得ることなく、本件オープンソース製品の中に複製されていると主張する者である(前号の事例に類似)。

ここで、もし、Eの主張が正当であるとするならば、本件オープンソース製品を複製して本件システムを開発したC、本件オープンソース製品の複製が含まれる本件システムをコンピュータにインストールして使用するA、さらに、場合によっては本件システムのクライアントシステムを

で、決定的な違いが生ずるのである。すなわち、本件オープンソース製品を使って本件システムを構築する場合には、このようなリスクを軽減または解消するために、A, B₁, B₂, B₃.....、およびCが「現実的な対応をすることができる」のである。

本件システムを継続して稼働できる状態に維持することについて、Aに対して責任を負っているのは、通常、Cである^{注6}。したがって、Cとしては、本件システムに含まれているE社プログラムを、Eの著作権に抵触しない別のプログラムと差し

注1: 本項目の議論は、プログラムのソースコードが開示されているにもかかわらず、当該プログラムが真にオープンソースといえるものでなければ、妥当しない。「真のオープンソースとは何か」という問題と、当該プログラムが「真にオープンソースでなければならない」理由は、別に議論する予定である。「オープンソース」という言葉が何を意味するのかについては、あえて、定義することを後回しにする。各事業者の営業上の思惑で恣意的になされる区々な定義に振り回されることなく、「法的効果の違い」から議論を進める方針を、筆者は採用したいからである。

注2: このようなソフトウェアは、FTPサイト、ウェブサイトなどから自由にダウンロードして利用できる場合が多い。しかしながら、本文に記載したような事業のために利用されるときは、安定して稼働すると認識されている範囲で最新の版がCD-ROMなどにパッケージされると便宜である、継続的にバグフィックスなどの状況が得られると便宜であるなどの理由から、商業的なディストリビュータから有償でパッケージを購入することが多い。

注3: かかるソースコードの開示は、通例、ソースコードを含むパッケージのディストリビューション、FTPサイト、ウェブサイトなど

で行われる。

注4: から までは、それぞれ、The Free Software Foundation (<http://www.gnu.org/fsf/fsf/html>)の主張する「第0の自由」から「第3の自由」(<http://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>)および<http://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html>を参照)に相当する。また、GNU General Public License, Version 2, June 1991 (<http://www.gnu.org/copyleft/gpl.html>)も参照。

注5: これに対して、F₁, F₂, F₃.....とA, B₁, B₂, B₃.....またはCとの間には、契約の連鎖がある(図5)。オープンソースとは、このような契約の連鎖を滞りなくつなげていく仕組みでもある。

注6: 一般的には、本件システムの開発委託契約に基づく責任、および、本件システムの保守契約に基づく責任が考えられる。また、CがAとの取引関係と、C自身の信用とを守るために果たさざるを得ない道義的な責任も想定できる。なお、かかる責任の軽重、および、そもそも引受けるか否かが、AからCに対して支払われる報酬の多寡と大きな関係を持つことは、いうまでもない。

替えることによって、本件システムの稼働を継続させることが好ましい。また、AおよびB₁、B₂、B₃……も、それをCに対して求めるであろう。

本件オープンソース製品を利用して本件システムが構築されている場合には、Cが本件オープンソース製品の中身を知る(ソースコードを知る)ことができるから(前記f) C自身の力によって、E社プログラムと差し替えるためのプログラム(以下「C社代替プログラム」)を開発することが可能である。また、本件オープンソース製品に関するライセンス条件によれば、F₁、F₂、F₃……は、CがC社代替プログラムの開発を目的として本件オープンソース製品を実行することを邪魔しない(前記f) また、F₁、F₂、F₃……は、混入しているE社プログラムをC社代替プログラムに差し替えること^{注7}によって、Cが本件オープンソース製品を改変することを邪魔しない(前記f) さらに、こうして改変した本件オープンソース製品

を、Cが、AおよびB₁、B₂、B₃……に提供して使用させることも、当然、F₁、F₂、F₃……によって邪魔されることがない(前記f および)。結果として、プロプライエタリーなソフトウェア製品を利用した場合(前号の事例)とはまったく異なり、Cは、E以外の誰からも実質的な制約を受けることなく、AおよびB₁、B₂、B₃……のために現実的な対策を講ずることができるし、また、かかる対策の実行のために必要な情報(本件オープンソース製品のソースコード)を持っているのである。Cは、このように、混入しているE社プログラムをC社代替プログラムに差し替えて、本件オープンソース製品を改変することにより(図3) A、B₁、B₂、B₃……またはCに対してなされることのあるEからの差止請求を原因として本件システムの稼働または保守が滞ることを防ぐことができる。また、すでにE社プログラムを使ってしまった期間にかかるEからの損害賠償請求に対しても、すでに使用をとりやめてい

ることからすれば、早期に解決できることが多いと予想される。

さらに、より好ましいことには、本件オープンソース製品のソースコードは、C以外の多くの者に対しても開示されているはずであるし、また、彼らも本件オープンソース製品を改変してその結果を公表することが禁止されていないはずである。ということは、C以外の誰か(仮に「F」と呼ぶ)が、本件オープンソース製品に混入していたE社プログラムを代替するプログラム(以下「F社代替プログラム」)を開発して、誰もが使えるかたちで公表している可能性がある。この場合には、Cは、E社プログラムを代替するプログラムを自ら開発する必要がなく、単に、公表されているF社代替プログラムを利用すればよい(図4)から、時間とコストを大いに節約できる。このことは、AおよびB₁、B₂、B₃……が本件システムの停止のおそれという不安にさらされる期間をそれだけ短くする効果がある。

図1

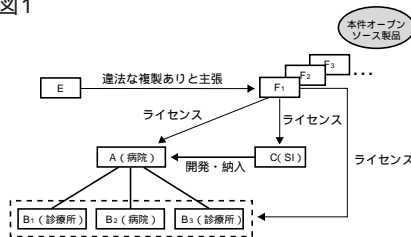


図2



注7: 現実には、単にE社プログラムを差し替えるだけでは足りず、これと関係する本件オープンソース製品の様々な部分の改変も併せてなされることが予想される。ここでは、単純化のため、かかる様々な改変については捨象して議論を進める。

注8: オープンソース製品を利用する場合に、なぜ、このような代替プログラムが第三者から公表される可能性が高まるのか、また、CやFのような利用者同士の相互扶助がなぜなされやすいのか、については、別に説明する予定である。

図3

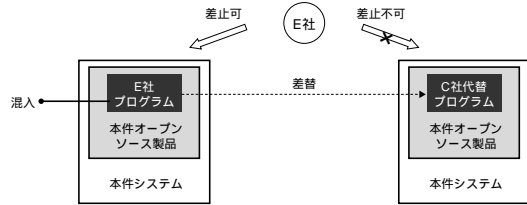


図4

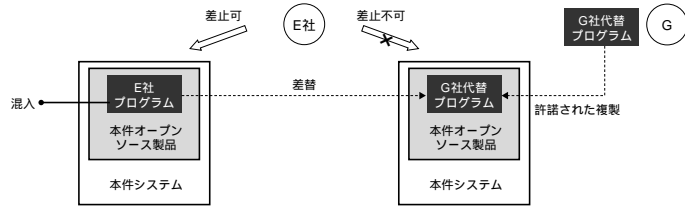
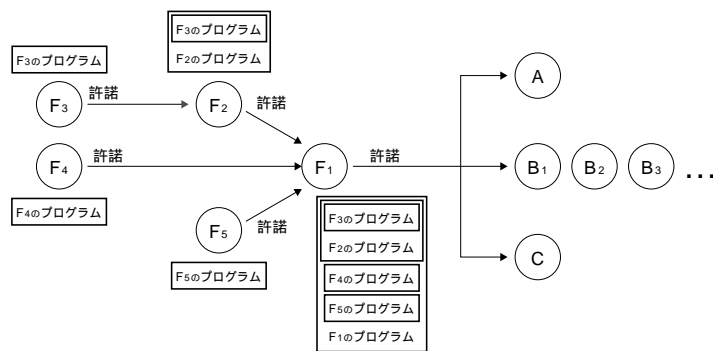


図5



INTERNET
AS
SOCIAL
INFRASTRUCTURE



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp